第2節 民生安定計画

,		
	第1項	災害相談窓口
	第2項	雇用機会の確保
	第3項	義援金品の受付及び配分
	第4項	郵政事業の特例措置
	第5項	租税の徴収猶予及び減免等
	第6項	災害弔慰金の支給等
	第7項	り災証明の発行
	第8項	住宅の確保

《基本方針》

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、 地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

第1項 災害相談窓口

1. 災害相談窓口

大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービス や解決すべき問題等の把握に努める。

また、災害相談窓口は市災対本部の各班により編成され、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受付ける。さらに、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

(1) 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に 掲げる措置を講ずるものとする。

機関名	措置事項
市	1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応
	じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
	2) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口で
	は、当該市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要
	に応じて的確な窓口への誘導を図る。
指定地方行政機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を
指定公共機関	設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

第2項 雇用機会の確保

《基本方針》

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう、り災者に対する職業のあっせんを行い生活の確保を図る。

1. 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への 雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を 図る。

- (1) 公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業をあっせんする。
- (2) 被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を立てる。

第3項 義援金品の受付及び配分

1. 義援金品の受付及び配分

一般住民及び他市町村民から、り災者にあて寄託された義援金品の配分は、次により行う。

(1) 義援金品の受付

義援金品が寄付された場合には受付の帳簿を備え付ける。

- (2) 義援金品の配分及び輸送
 - 1) 知事または日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、り災者に配分する。
 - 2) 市

義援金品の配分は、次の基準により副市長を委員長とする義援金品配分委員会を開催のう え決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないこ とができる。

7. 配分基準(配分比)

a. 義援金 (※ 半壊半焼世帯を1とする)

死者(行方不明で死亡と認められるものを含む)	10
重傷者(3か月以上の治療を要する見込みの者)	5
重傷者(1か月以上3か月未満の治療を要する見込みの者)	3
全壊全焼流失世帯	2
半壊半焼世帯	1

b. 義援品 (床上浸水世帯を1とする。)

全壊全焼流失世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水地帯	1

イ. 配分の方法

財政班が対象者等へ輸送する。

(3) 義援金保管場所

市は義援金の保管場所についてあらかじめ計画を決めておくものとする。

第4項 郵政事業の特例措置

1. 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市内の各郵便局において郵政事業に 係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、集配郵便局長は、被災地の郵便 局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、被災者が差し出す郵便物の 料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便局長は、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長の指示に基づき被 災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあて た救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金 免除を実施する。

(4) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、郵便局長は、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長の指示等に基づき 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に 対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の通常払込み及び通常振 替の料金免除を実施するものとする。

第5項 租税の徴収猶予及び減免等

1. 租税の徴収猶予減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

(1) 市税の減免の措置

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は 市条例等の規定に基づき実施する。

1) 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において 当期限を延長する。

- ア. 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。
- イ. その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。
- 2) 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付または納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。(地方税法第15条)なお、 やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

3) 市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

- ア. 死亡した場合
- 4. 障害者となった場合
- り. 災害による農作物の減収損失の所得税
- エ. 災害を受け作付不能または使用不能となった農地または宅地の固定資産税
- オ. 災害を受け償却資産の固定資産税
- (2) 国民健康保険税の減免の措置

当該納税者(世帯主)の申請によって国民健康保険税を減免することができる。

当該年度において災害その他特別の事情によって、生活が著しく困難となり当該年度内にその回復の見込みがないものの国民健康保険税の減免

2. 国の減免措置

- (1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出その他書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長
- (2) 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予
- (3) 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予
 - 1) 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - 2) 通常の場合の徴収猶予
 - 3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

3. 県税の減免等の措置

(1) 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、被災した納税義務者又は特別徴収義務者が期限内に県税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまった日から、2か月以内において当期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(2) 被災者に対する県税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者が県税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 被災者に対する県税の減免

1) 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、 被災の状況に応じて減免する。

3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

4) 軽油引取税

災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

5) 産業廃棄物税

災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業 廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除す る。

災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。

第6項 災害弔慰金の支給等

1. 災害弔慰金等の支給

(1) 市は条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害見舞金を支給するものとする。

《金融措置の種類等》

区分	援助・助成措置	担当窓口	備	考
支給	ア. 災害弔慰金	市生活福祉課		
支給	イ. 災害障害見舞金	市生活福祉課		
支給	p. 被災者生活再建支援金	市生活福祉課		
貸付	工. 災害援護資金	市生活福祉課		
貸付	t. 生活福祉資金	市社会福祉協議会		
貸付	九.母子寡婦福祉金	保健福祉環境事務所		
貸付	キ. 金融機関等の融資	指定された金融機関等		

(2) 市の措置【資料編*1 参照】

- 1) 市は、「筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年昭和49年7月19日条例第28 号)に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- 2) 市は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付する。
- 3) 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り 総合的な相談窓口等を設置する。

令:災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第347号)

法:災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)

^{*1 ●} 資料 4.2.1「筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例」

災害弔慰金

	定	災害により災害を受けた当時、本市に住居を有する者が、暴風、豪
	,,	雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害
		を生じること(以下「災害」という。) で死亡したとき、その者の遺族
	義	に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給す
	秋	る。
	遺	災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げる法第3条第2項の遺
		族の範囲とする。
		a. 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の
		遺族を後にする。
		b. 前述の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とす
	族	る。
		次の順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		次の順序
		3父母
		(4) 孫
	0	⑤祖父母
災		c.前述の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実
		父母の父母を後にし、同順位の祖父母については養父母を先にし、
		実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にす
45	fort-	る。
害	範	d. 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情によりc. に掲げることが難
		しいときは、a. に掲げる遺族のうち、筑紫野市長(以下「市長」と
		いう。)が適当と認める者に支給することができる。
弔		e. 前述d. の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺
	III	族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対
	囲	しなされたものとみなす。
慰	支	a. 災害により死亡した者 1 人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者
100		が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができ
		ることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500
_	給	万円とする。
金		b.その他の場合にあっては 250万円とする。
		ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞
	額	金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。
		a. 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定につい
	死亡の推定	ては、法第4条の規定によるものとする。当該災害がやんだ後、3
	D	ケ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。 ケ月間をの生死がわからない場合は死亡したものと推定する。
	楚	
	支	a. 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたも
	糸	のである場合
	0	b. 災害に際し、市長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情
	制	があるため、市長が支給を不適当と認めた場合
	限	c. 市災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する場合
	支	a. 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、
	給の	規則で定めるところにより支給を行うものとする。
	支給の手続	b. 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告または書
	紀	類の提出を求めることができる。
-		•

災害障害見舞金

災	定	災害により災害を受けた当時、本市に住居を有する者が、暴風、豪
	/-	雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害
		で負傷し、または疫病にかかり、治ったとき(その症状が固定したとき
害		を含む)に下記に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障
	義	害者」という)に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例により災害障
	我	害見舞金を支給する。
724	支	a. 障害者 1 人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害によ
障	給	り負傷し、または疫病にかかった当時において、その属する世帯の
		生計を主として維持していた場合にあっては 250万円とする。
	額	b.その他の場合にあっては 125万円とする。
害	障	a. 両眼が失明したもの
		b. 咀しゃく及び言語の機能を廃したもの
	害	c. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する
見		もの
		d. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	0	e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
舞		f. 両上肢の用を全廃したもの
74	程	g. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	.—	h. 両下肢の用を全廃したもの
	曲	i. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の
金	度	程度が前各号と同程度以上と認められるもの

災害援護資金

		市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる
	定	被害を受けた世帯の市民である世帯に対し、その生活の立て直しに資
		するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
	義	前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する
	我	要件に該当するものでなければならない。
		貸付限度額
		災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害
災		による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、下記に掲げるとおりと
		する。
		a. 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下
		「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する
	支	場合
害		①家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以
		上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害が
		ない場合 150万円
		②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
	給	③住居が半壊した場合 270万円
<u>322</u> 4		④住居が全壊した場合 350万円
援		b. 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
		①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
		②住居が半壊した場合 170万円
	額	③住居が全壊した場合(④の場合を除く。) 250万円
<i>⇒#</i> -		④住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
護		c. a の③または b の②若しくは③において、被災した住居を建て直す
		に際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の
		事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、
		「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは
		「350万円」と読み替えるものとする。
資		期間
	償	償還期間は10年、据置期間はそのうち3年
	I.A.	(令第7条第2項の括弧書の場合は、5年)
	\Ш	利率
	還	据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き年3パーセ
金		ント
	期	償還等
		年賦償還または半年賦償還
	間	a. 償還方法は、元利均等償還の方法とする。但し、貸付金の貸付けを
	-	受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
	等	b. 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予につい
	4	ては、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるもの
		とする。

2. 災害見舞金等の支給【資料編 *2*3 参照】

(1) 災害見舞金

市は、「災害見舞金支給規程(昭和58年12月23日)」に基づき災害見舞金を支給する。 災害対策基本法(昭和36年法律第 223号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定す る災害及び適用外災害(以下「災害」という。)の発生に際し、当該災害を被災した筑紫野 市民(以下「被災者」という。)に対し災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する 場合に関し必要な事項を定めるものとする。

-///3	ц√⊳	剣し必要は事項を定めるものとする。	
災	定義	本市に住居を有するものが災害により て、見舞金を支給するものとする。	、次に定める被災が生じた場合に対し
	支給条件	7. 住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流気 イ. 重傷が出た場合	ドまたは床上浸水した場合
	件	り. 死亡または行方不明が出た場合	
害	支	ア. 市災害弔慰金の支給等に関する条例	(昭和 49 年条例第 28 号) が適用された
	支給制	場合	
	限	イ. 被災害の故意による災害、重傷またに	は死亡の場合
見		災 害 状 況	見舞金
	見	a. 全壊、全焼または流失	1 世帯あたり 50,000円
	見舞金の額	b. 半壊、半焼	1 世帯あたり 30,000円
舞		c. 床上浸水	1世帯あたり 10,000円
74		d. 重傷者	1人 あたり 30,000円
		e. 死亡または行方不明者	1人 あたり 50,000円
	支	見舞金は、被災者の世帯主または被災	者世帯の遺族に対して支給するものとす
金	支給方法	る。ただし、遺族の支給順位は、市災害	:弔慰金の支給等に関する条例第4条
	法	の規定によるものとする。	

(2) 世帯更生資金

り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

(3) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

(4) 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

《生活保護法による扶助の種類》

- ア. 生活扶助
- エ. 医療扶助
- キ. 葬祭扶助

- 化 住宅扶助
- t. 出産扶助
- ク. 介護扶助

- ウ. 教育扶助
- 力. 生業扶助

(5) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたもので、経済的理由等により自立して 生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災 者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

^{*2 ●} 資料 4.2.2「生活福祉資金(世帯更生資金)貸付条件等一覧」

^{*3 ●} 資料 4.2.3「母子寡婦福祉貸付金の概要」

1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる 災害の程度は次のとおりである。

- ア. 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害
- イ. 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- p. 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ. 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記の区域に隣接する市町村の区域に係る 自然災害

2) 対象世帯と支給限度額

被災世帯となった世帯のうち次に該当する世帯主に対し、支給限度額を超えない額の被災 者生活再建支援金を支給する。

《対象世帯数と支給限度額》

(全壊世帯)

			支給限度額(単位:万円)					
	収入合計額	被災日における	生活関	連経費	居住関係経費			
	以八口 可 做	世帯主の年齢等	複数世帯	単数世帯 (単身)	複数世帯	単数世帯 (単身)		
1)	500万円以下の 世帯	年齢制限なし	100	75	200	150		
2	500万円超 700万円以下の 世帯	45歳以上の世帯 または要援護世帯	50	37. 5	100	75		
3	700万円超 800万円以下の 世帯	60歳以上の世帯 または要援護世帯	50	37. 5	100	75		

※大規模半壊世帯は別に有

3) 市の措置(支給事務の委託)

県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる ため、市はその事務の円滑な措置を行う。

第7項 り災証明の発行

《基本方針》

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1. り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋ついて、以下の項目の証明を行う。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2. り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についてのり災証明は、消防本部が定める規程に基づき、消防長が行う。

3. り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長もしくは消防署長がり災証明を発行する。但し、1世帯1枚の発行とする。

4. 被害家屋の判定基準(上記 1.の(1)に係るもの)【資料編*4 参照】

り災証明を発行するにあたって家屋の被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日 結審第 115号内閣総理大臣官房審議室長)に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1か月以内の状況をもとに行う。

5. り災証明書

り災証明願いの提出及び、り災証明書の発行は、次の様式に基づき必要な手続き行う。

^{*4} 資料 ● 第3章 第2節 第1項「被害の程度認定基準」参照

筑紫野市長 様		文 年	月	日
	申請人			
	住所			
	氏 名		印	
り	災証明交付申請書			
1. 使用目的				
2. 申請人との関係	本人・代理人	•		
3. 申請人と、り災 対象物との関係	所有者・管理者・占有者 その他(• 担 保 :	権 者)	
4. 証明を求める 内 容	平成 年 月 日 時 分頃 に発生した災害による		5証明	
※ 証明書の記載内容 を記入しておくこと				
※ 受 付 欄	※ 証明書交付年月日・交付番号	*	取扱者	
	平成 年 月 日			
	第 号		耳	Ŋ

り災証明書

	住所 〒818-	•							
					TEL () –			
申請者	(現在の連絡先)								
本人と確認できるもの					TEL () –			
を提示して下さい。	(フリガナ)								
	氏名						印		
	氏 名	続 柄	性別	生年月日	氏	名	続 柄	性別	生年月日
		世帯主	男•女					男•女	
り災世帯の			男•女					男•女	
構成員			男•女					男•女	
	〒818−								
	筑紫野市								
り災場所等									
		/等名科	示:				- / - 		
	□持家)	□住			
	□信家(別有有名・ ■□賃貸	□借家(所有者名: □非住宅 □非住宅							
り災程度	□全壊·流失 □半;	喪 🗆	床上浸	☆ □	一部破損	·床下浸水			
り災原因	平成 年 月 日	発生し	た下記	記の原因	日による				

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

筑紫野市長

囙

- (注) ① 代理人の場合は、委任状を添えて申請してください。
 - ② 2,3欄の記載については、該当するものを○で囲んでください。
 - ③ ※は記入しないでください。

り災証明について

- 1.この証明は、災害救助の一環として、応急的、一次的な救済を目的として市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 - ※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。
- 2.「り災程度」は、「家屋」を対象として、1棟毎に母屋で判定します。 ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉等の外構はこの証明の対象となりません
- 3.集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によってはこの証明の「り 災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 4.「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
 - ※表面に現れない被害 (例:地中の杭の損傷、壁·構造体等の内部素材そのものの被害等) がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- 5.この証明は、災害発生後概ね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。この証明は原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

第8項 住宅の確保

《基本方針》

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

1. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

市は、損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害(救助法の適用を受ける災害)によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金、または補修資金の融資を受けることができる。

1) 建設の場合

り災直前の建物価格の5割以上の被害を受けた場合は、住宅金融支援機構が定めた融資限度額内で建設資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

2) 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、「り災証明書」を受けた場合は、住宅金融支援機構が定めた融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。(門や塀だけが破損した場合にも、融資が受けられる。)

また、補修に付随する住宅の移転については移転資金を、宅地が被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。